

議案第 7 4 号

朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年朝霞市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「短期大学（同法による専門職大学の前期課程」の次に「（以下「専門職大学前期課程」という。）」を、「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「同法による専門職大学の前期課程に」を「専門職大学前期課程に」に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号を削り、同条第 7 号中「選択した者」を「選択したもの」に、「水道に」を「水道等に」に、「有するもの」を「有する者（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 1 0 号とし、同条第 6 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「若しくは学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 5 号中「大学院の研究科」を「大学院研究科」に、「又は大学」を「、又は大学」に、「1 年以上、」を「2 年以上、」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に、「もの」を「者（第 1 号の卒業者にあっては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあっては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 4 号

中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同号の次に次の２号を加える。

（６）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（７）１０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条第３号の次に次の１号を加える。

（４）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第３条に次の１号を加える。

（Ⅱ）建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条第１号を次のように改める。

（１）前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第２号中「及び第４号」を「又は第５号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同条第５号を削り、同条第４号中「第２号」

を「第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号中「及び第４号」を「又は第５号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業した」の次に「後」を加え、「学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）」を「専門職大学前期課程」に改め、「後」を削り、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「の修了者を含む。次号において同じ。」を「にあっては、修了した者」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号の次に次の１号を加える。

(3) １０年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第４条に次の２号を加える。

(7) 技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）
であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(8) 建設業法施行令第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

２ 朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（平成３１年朝霞市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「改正後の第３条第７号」を「朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第３条第１０号及び第４条第７号」に改める。

令和６年８月３０日提出

朝霞市長 富岡 勝則